

経済と経営 23-3 (1992.12)

〈論文〉

会計原則研究(4)
—— 貸借対照表原則論 ——

成瀬 継男

会計原則研究(3)

はじめに

1 貸借対照表の本質

2 貸借対照表の区分

3 貸借対照表の配列

4 貸借対照表科目の分類

(以上 第22巻第4号)

4 貸借対照表科目の分類

c 繰延資産の内容と表示

貸借対照表原則四のcにおいて「創立費，開業費，新株発行費，社債発行費，社債発行差金，開発費，試験研究費及び建設利息は，繰延資産に属するものとする。これらの資産については，償却額を控除した未償却残高を記載する。」と規定されている。繰延資産 (Deferred Account) とはどのような性格の資産であろうか。従来から種々の見解に分かれるが，企業会計原則注解〔注15〕の「将来の期間に影響する特定の費用について」の中で次のように説明されている。「将来の期間に影響する特定の費用とは，すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し，これに対応する役務の提供を受けたにも

かかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。」と定められている。したがって、繰延資産とはすでに支払義務が確定し、その支出も行なわれ、それに対する役務の提供も受けたが、その性質が費用であるために、経過的に貸借対照表の資産の部に計上される。そして、その効果が将来にわたって発現されるものであるから、数期間にわたって合理的に配分することが認められた一種の疑似資産であろう。また別な表現で述べると、この支出は長期間にわたり、企業にその効果を与えるものであるから、一時的に貸借対照表の資産の部に計上し、数年間で均等に償却する費用である。したがって、支出額のうち、まだ償却されない部分であり、その部分は数年間で均等償却されることになる。

では何故に、本来、費用であるものが貸借対照表の資産の部に計上されるのであろうか。シューマレンバッハの「動的貸借対照表論」以来、現在の会計理論においては貨幣資産を除く資産は費用性資産であり、いずれ費用化され、収益に対応されることになる。商品等の流動資産、建物等の有形固定資産、特許権等の無形固定資産もそれぞれの計算手続、償却方法によって費用化されていくことになる。それは資産は費用のプールであるというアセット・コンセプトが理論的に確立されているからである。したがって、繰延資産を資産の部に計上しても本質的な矛盾はないことになる。なぜなら、資産を費用化することに対して理論的妥当性を持つならば、費用を疑似資産化し合理的に配分しても、理論的妥当性は失なわれないことになる。そして一方、これは、より本質的なことでもあるが、このような会計処理あるいは会計手続を経なければ、現在、我々が所有し実践している複式簿記は成立しないことになる。それは費用の繰延に対して、他に計算構造的に対応の方法がないからである。このことは、複式簿記が成立しないことには現在の会計理論の体系が根底から崩れてしまうことになる。そのために、本来的な費用を繰延資産という一種の疑似資産として取り扱うことにならざるを得ないのである。

さて、繰延資産の内容として、企業会計原則では創立費をはじめとして8つの項目を上げている。商法第286条以下では7つを認めているので若干の相異がある。その相異点は、商法では、第286条の3において試験研究費と開発費とを一諸にしているからである。したがって、企業会計原則と商法とは繰延資産の体系については基本的に同じことになる。しかしながら、内容においては、商法は繰延資産の範囲を列挙して、これ以上は認めないという一種の限定主義に立っている。これに対して、企業会計原則は、少しく古くなるが、昭和37年に発表された連続意見書第五において「繰延資産としては、通常、家屋等の賃借にかかわる権利金および立退料、公共的施設等の施設のための支出、製品の宣伝のために用いられる固定資産の贈与にかかわる支出等をあげることができるが、固定資産の取得に当たって支出した移転等のための補償金も、繰延経理されることがある。」と説明されている。このことは企業会計原則としては繰延資産の条件を具備していれば繰延資産として認めるように弾力的な解釈を採用していることになる。では、何故に、このような解釈の違いがでてくるのであろうか。企業会計原則は期間損益計算の確立という費用動態論的な会計コンセプトの立場から、繰延資産の性格を明らかにしようとするのに対して、商法は現在の株主と将来の株主との利害コーデネイトの立場から繰延資産の性格を構築している。勿論、商法といえども期間損益計算の適正化は認識しているが、繰延資産が他の資産のように換金バリューを持たないことにより限定主義を採用しているものと考えざるを得ない。そして、両者の相違の根底には複式簿記とそれを前提とした会計理論ないし計算構造に対する認識の相異があるものと考えられる。歴史的に、商法は複式簿記に対する認識は深くなく、複式簿記を商法の計算構造の中に組み入れてから、長い年月は経ていない。昭和38年3月に発令され（昭和63年6月に改正されたが）た、株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則が制定されてから始めて、複式簿記的思考が商法にも導入されたといっても過言ではないであろう。それ以前の商法におい

ては、株式会社も商人として商法総則の規定により日記帳を作成するほか(旧商法 32 条)、その成立の時および毎決算期に財産目録と貸借対照表とを作成することを必要とするが(旧商法 33 条)、この他、株式会社の場合には債権者保護の見地から、計算書類として財産目録・貸借対照表のほか営業報告書・損益計算書・準備金および利益または利息の配当に関する議案の作成を必要(旧商法 281 条)としていた。ここで問題となるのは財産目録についてである。財産目録は会社成立の時や決算の時に、資産、負債の在高を実際に調査して作成される。そして貸借対照表は、この財産目録をもとにして作成されることになる。したがって、複式簿記のルールに基づかなくとも、バランス・シートは作成することができることになる。しかし、現在、複式簿記を導入していない株式会社は殆んど存在しないであろう。そこで、現行の商法においては「商人ハ営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス」(商法第 32 条)と規定されている。云うまでもなく、財産と損益の状況は複式簿記を前提とした誘導法によって自動的に貸借対照表と損益計算書とが作成されることになる。そして、両者によって財産と損益の状況とが明らかとなり、そのための会計帳簿は複式簿記を土台とした帳簿組織形態である。そして、財産目録は各種の附属明細書によって代替えられることになる。さらに、商法第 32 条の②により「商業帳簿作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と規定されている。公正なる会計慣行とは正に会計慣習そのものであり、それが理論的に普遍化され、体系化されたものが会計原則の大きな側面の一つでもある。したがって、現行商法において、会社の計算に関しては複式簿記を前提とし、会計原則を思考の土台にしていると考えられるのである。このことに関して、少しく附言すると、日本に複式簿記が導入されたのは、明治 6 年に福沢諭吉の手によって「帳合の法」として紹介されてからである。それ以来 100 年以上の歴史があり、その間に積み上げられてきた理論的・実践的体系と、その蓄積とが存在する。一方、商法においても、商法が一般私法である民法から分

離して慣習化されたのは、中世イタリアおよび近世における法典編さん以後のことであろう。その後、この慣習は徐々に拡大し、やがてヨーロッパ諸国に影響を与え、慣習法として発展しながら、ついには世界的慣習法として定着してきたのである。さらに日本にも導入され、明治32年3月に公布されたのである。そして、それ以後は憲法を中心とした法体系の中で理論的に積み上げられてきたのであるが、その歴史的な集積が現在の内容と体系になっているのである。したがって、歴史的な学問体系の相異は連続意見書の「商法と企業会計原則との調整について」の中で、調整しても容易にできるものではない。それぞれの学問体系や歴史的背景を無視して簡単にコーデネイトできるものではないからである。したがって、商法と企業会計原則との両者の関係は真に残念ながら、商法改正の際に提言を行なうため、あるいは、商法計算規定の補完的役割を果たすため、または商法や商法計算規定の解釈指針として機能しているのに過ぎない。このことは商法が強制法規であり、会計原則はなんらの法的拘束力を持たないことにも一因はあるので止むを得ない部分もあるが、なんとしても補完的役割を打開しなければならない。これらの従属的役割を打破するためには企業会計原則自体が精緻な理論構成と普遍性の高い理論規範を構築し、商法等の理論的指標とならなければならないのである。

ここで、繰延資産の具体的内容に入っていくが、繰延資産について企業会計原則においては詳しく規定されているわけではない。企業会計原則注解においても〔注15〕で簡単な記述があるだけである。一方、強制法規である商法においては相当に整理された規定が構成されている。したがって、企業会計原則と商法とをユージング・ジョイントして考えてみたい。

(イ) 創立費

創立費とは商法第286条によると「第168条第1項第7号及第8号1規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ設立登記ノ為ニ支出シタル税額ハ乏ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコト

ヲ得」と規定されている。では第 168 条第 1 項第 7 号および第 8 号の規定とは「発起人が受クベキ報酬ノ額」と「会社ノ負担ニ帰スベキ設立費用但シ定款ノ認証ノ手数料及株式ノ払込ノ取扱ニ付銀行又ハ信託会社ニ支払フベキ報酬ハ此ノ限ニ在ラズ」と規定されている。したがって、会社設立の準備の為に支払った金額を総計することになる。具体的には定款及び諸規則作成の費用、株式募集広告費、株式申込証、目論見書、株券などの印刷費、創立事務所の賃借料、設立事務に係る使用人の手当等である。さらに、金融機関の取扱手数料・証券会社の取扱手数料、創立総会に関する費用、発起人が受ける報酬で創立総会の承認を受けた金額ならびに設立登記の登録税等である。これらの支出は、その概算額を定款に記載し、創立総会の承認を得たときには会社の負担となる。創立費は会社設立のためにはなくてはならない費用であるから、その効果の発現は会社存続の全期間に及ぶことになる。しかしながら、会社が何年あるいは何十年存続するかは経済状況の変動とか経営努力とか種々の要素が係り合うので正確に判断することは難しい。そこで、商法第 286 条では「会社成立ノ後、若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年以内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」と規定されている。では、何故に、創立費という本来的な費用を疑似資産として繰り延べ経理するのであろうか。もし、この費用を繰り延べ経理しないで設立年度の費用として負担した場合には、どのようなことになるのか。当然、設立当初は負担能力が弱く、設立年度から純損失を計上することになり、その結果、株主に対しても利益配当することはできない。そこで、理論的にも効果が会社存続の全期間に及ぶのであるから、これを疑似資産とみなして 5 年間で均等に費用化し、毎年 5 分の 1 ずつを負担すればよいことになる。このことによって、会社の当初の存続基盤も確立され、株主に対し配当も可能となるからである。

(ロ) 開業費

開業費とは商法第 286 条の 2 において「開業ノ準備ノ為ニ支出シタル金額

ハ之貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得」と規定されている。すなわち、会社設立後、実際に営業開始までの間に開業準備のために支出した金額をいうのである。どのようなことか具体的に考えてみよう。ある商品販売会社が創立総会も終了し、設立登記も完了したが、直ちに開業開店というわけにはいかない。商品を仕入たり、従業員を雇用したり、会社の広告宣伝をしたり、商品の陳列等をしたりしなければならないからである。そしてこの間の支出は開業費として繰延経理することができるのである。費目的には土地建物の賃借料、広告宣伝費、通信交通費、事務用消耗品費、使用人の給料、保険料、ガス・水道・光熱費等である。開業費の範囲については開業準備のための直接的な支出に限定する考え方と、開業のための直接的な支出だけではなく、間接的な支出も含むという考え方がある。間接的支出とは支払利息など営業外費用に属する項目が主である。この点について、連続意見書第五の中で「開業までに支出された一切の費用を含むとする考え方、ならびに、開業費は開業準備のため直接に支出した金額に限るもの」と、2つの考え方に分けることができると説明している。そして、前者の考え方によれば損益計算書が作成されないことがあり、後者の考え方によれば、損益計算書には当期純損失が計上されることが普通になると説明している。そして、この2つの考え方の相異は「結果上の差異として考えることが適当である」と記述されている。しかるに、前者か後者か、いずれを採るべきかの何らの指示も指針もない。その点、商法では「開業準備ノ為ニ支出シタル金額」と規定されているので後者の考え方に立っていると考えられる。なお、開業費の償却については商法第286条の2によれば「…開業ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」と規定されているので、5年間で均等に償却が行なわれることになる。

(イ) 新株発行費

新株発行費とは、商法によると「新株ヲ発行シタルトキハ其ノ発行ニ必要ナ費用ノ額」(商法第286条の4)と規定されている。新株発行のために必要

な費用とは株式募集のための広告費、金融機関・証券会社の取扱手数料、株式申込証・目録見書、株券等の印刷費、登記変更のための登録税その他新株発行のために直接に支出した費用である。新株発行による効果は、その株式の発行期間中（減資などを行わないかぎり）有効であるので、繰延経理されることになる。商法は新株発行の後3年間に毎決算期において均等額以上の償却を要求している（商法第286条の4）。なお、会社設立の時の株式発行費は創立費に含まれることになる。何故に、新株発行費の償却は5年ではなく3年であるのか疑問の残るところである。それは株式の発行されている期間は継続企業において半永久的であり、役務の提供もすでに受けているのであるから、すみやかに償却することがコンサーバー・イズムの見地からも期間損益の正常性を見地からも妥当であろう。

(二) 社債発行費

社債発行費とは、商法、第286条の5によると「社債ヲ発行シタルトキハ其ノ発行ノ為ニ必要ナル費用ノ額」ということになる。具体的には社債募集の広告宣伝費、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、社債申込証・目録書・社債券等の印刷費、社債登記の登録税、その他社債発行のために直接に支出した費用である。社債発行により企業に資金が導入され、その資金は発行年度だけではなく、社債返還期間まで有効であるので繰延経理されることになる。商法では3年以内に毎決算期において均等額以上の償却を要求している。これは社債発行期間よりも一般的には長い新株発行費の償却を3年と規定（第286条ノ4）しているので、それとの比較からも3年と定めたものと考えられる。ただし、2年満期の社債の発行費は、2年で償却されることになる。

(ホ) 社債発行差金

社債発行差金とは商法によると「社債権者ニ償還スベキ金額ノ総額ガ社債の募集ニ依リテ得タル実額ヲ超ユルトキハ其ノ差額」（商法第287条）ということになる。具体的にいうと社債を割引発行した場合の券面額と発行価額と

の差額である。では、何故に券面額と発行価額との差額が生ずるのであろうか。それは社債の発行は通常の場合に額面発行ではなく割引発行するからである。普通、社債の利子率は一般の市場金利より低いので、その利子分に相当するものを割引いて発行することが多い。これは社債の償還期限までに支払うべき社債利息の一部を社債発行時に前払したものと考えることができる。したがって、償還期までの各年度がそれぞれ均等に負担することが理論的にも妥当である。商法においても、社債償還の期限内に毎決算期において均等額以上の償却（第 287 条）を要求している。ただし、社債の満期を待たずに途中で臨時償還した場合には、その社債発行差金の末償却残高は一時に特別償却しなければならないことになる。

(ハ) 開発費

開発費とは商法第 286 条の 3 において「左ノ目的ノ為ニ特別ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得」と規定され、左の目的として次の 4 項目を上げている。1. 新製品又は新技術の研究、2. 新技術又は新経営組織の採用、3. 資源の開発、4. 市場の開拓。新製品又は新技術のための研究とは新製品開発のための諸費用や技術導入費あるいは機械装置等の導入費等である。新技術又は新経営組織の改善費とは生産計画等の変更などによる作業方法、配置替、従業員養成などの諸費用である。資源の開発費とは、例えば、鉄道業における新路線の開発などの諸費用である。市場の開拓費とは新製品などの特別広告費、市場調査費などの諸費用である。これらの支出の効果は将来期間にわたって発現されることが十分に予測できるため繰延経理されることになる。また、費用負担の公平化や期間損益の平準化の見地からも、その年度だけの費用とはせずに数年間に配分して負担することが望ましい。商法でも、その支出の後 5 年以内に毎決算期において均等額以上の償却を要求している（商法第 286 条の 3）のは、この理由からであろう。しかし、5 年以内に均等償却する理論的な必然性はないのである。

(ト) 試験研究費

試験研究費とは新製品または新技術の研究の開発のために特別に支出した費用をいうのであるが、商法第 286 条の 3 において「1 新製品又ハ新技術ノ研究, 2 新技術又ハ新経営組織ノ採用, 3 資源ノ開発, 4 市場ノ開拓」の 4 項目を列挙している。この点に関して、前述のように商法では開発費と試験研究費を一諸に扱って規定している。したがって、ここでは他の見地から試験研究費を考えてみたい。ここで新製品、新技術の研究には企業が現に製造し、製産している製品や技術の改良のために経常的に支出している金額は含まれないことは当然のことである。そのような支出は製品の製造原価に含まれることになるし、また広い範囲の基礎的研究などによる支出の額も試験研究費には含まれないことになる。試験研究費を繰延資産として処理する根拠は、この支出によって新製品や新技術が開発され、特許権等を取得した場合には特許権勘定に振替えられることになる。それによって、その効果は将来に発現されるものと十分予測できるからである。したがって、支出年度だけの費用とはせずに将来に繰延経理されることになる。しかし、試験研究が成功しなかったならば、どのような会計処理になるのであろうか。結果的に、それまでの支出は将来における収益獲得に何らの貢献もできないのであるから、繰延経理する根拠もなくなり、その金額は臨時損失として処理されることになる。しかし、この会計処理を採用すると試験研究の失敗した年度のみが負担することになり、期間損益計算における費用負担の公平性や平準化にマイナスの問題がでてくる。したがって、失敗した場合といえども、成功した場合と同じように規則的に償却を続けていくことが理論的に妥当であろう。何故なら、このような期間負担の公正化の思考は期間損益計算における最も基本的なコンセプトの一つと考えられるからである。そもそも、繰延資産そのものが期間損益負担の公正化ないし平等化という思考から発想されたものである。この期間損益の公平化ないし平準化によって比較可能な期間利益が算出されることになる。そして、期間損益計算による経常的な経営成績表示という基本命題も達成できるのである。この考え方は損益計算における

根本的な思考パターンの一つであり、そのために収益認識における発生主義のような例外や費用の見越などの理論的犠牲を払っても、期間損益の確定にこだわることになる。なお、商法（第286条の3）では、開発費と同様に、支出の後5年内に每期均等額以上の償却をすることを要求している。

(チ) 建設利息

建設利息とは商法によると「会社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ、会社ノ成立後2年以上其ノ営業全部ノ開業ヲ為スコト能ハザルモノト認メルトキハ会社ハ定款ヲ以テ一定ノ株式ニ付其ノ開業前ニ一定ノ期間内ニ一定ノ利息ヲ株主ニ配当スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得」（第291条）と規定されている。会社の設立後2年以上その営業全部の開業ができない事業とは鉄道、電気、ガス等の公益事業等に多い。たとえば、鉄道業ならば理論的には会社設立後に土地を購入し、線路を敷設し、駅やホームを建設し、さらに、機関車や客車を購入し、従業員を訓練することになる。しかし、その間は当然に収益がないのであるから会社は株主に配当することはできない。これでは会社設立時に株式の募集が難かしく、会社自体の設立も困難となる。また、証券市場原理においても投資魅力のないところに、資金の流入の少ないことは当然の原則である。そこで、商法においては定款に所定の事項を定め、裁判所の認可を得（第291条の2）るという厳しい条件をつけて、開業までの間、一定の利息を株主に配当することができることにした。この利息を建設利息という。建設利息は商法によれば、1年につき資本の総額の100分の6以上の配当をしたとき、その超過額と同額以上の金額を償却することが必要となる（第291条の4）。したがって、資本の総額の6%以下の配当をしているときには繰延経理する必要がないことになる。

建設利息の本質については通常の利益配当とは性質が異なり、配当金の前払であるとか、資本の払戻しであるとか、いろいろな考え方がある。しかし、建設利息は利息の支払を条件として株主を募集し資金を調達するのであるから資金調達コストと考えることもできる。この考え方に立てば、この支出の

効果は将来に発現されるということになり、他の繰延資産と同じ性格をもつものとなろう。しかしながら、この建設利息は会計理論に立脚した本来的な繰延資産ではなく、公益事業関係における株主募集という商法の政策的立場の反映である。なぜなら、現行商法の利益なくして配当なしという基本原則の唯一の例外でもあるからである。

D 貸倒引当金の表示

貸借対照表科目の分類四のDにおいて「受取手形、売掛金その他の債権に対する貸倒引当金は、原則として、その債権が属する科目ごとに債権金額又は取得価額から控除する形式で記載する。」と規定されている。この規定は総額主義の原則の具体的基準であり、明瞭性の原則の具体化されたものである。受取手形や売掛金などの売上債権は回収不能すなわち貸倒れになる危険性が存在する。財産価値表示は債権が回収されることを前提として表示されなければならないのであるから、回収ができない債権は実質的に資産価値が喪失していることになる。そのため、債権の適正な評価が必要となる。しかるに、商品の販売が行なわれ、代金を現金でなく手形で受取ったり、売掛にした場合に、その代金回収は次年度になる。そこで、本年度末にあらかじめ貸倒予想額を見積って貸倒引当金を設定することになる。次年度に実際に貸倒が発生した場合には、その貸倒引当金を取崩して充当することになる。もし、貸倒引当金を設定しないと次年度が貸倒損失を負担することになり、発生した年度に割当てできなくなる。貸倒引当金を設定し、それを取崩すことによって、貸倒損失に充当すれば、発生年度すなわち本年度が負担することになる。商法においても「金銭債権ニ付取立不能ノ慮アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコトヲ要ス」(第285条の4の②)と規定されているので貸倒引当金の計上を認めている。

では、なぜ売上債権に対する貸倒引当金は取得価額から控除する形式で記載するのであろうか。受取手形や売掛金から直接控除してその残高だけを記

載した場合に、すなわち、純額主義を採用した場合には受取手形や売掛金が本年度いくら発生したのか分らない。また、本年度いくら貸倒引当金を設定したのかも分らない。そこで、貸借対照表の中で控除する形式で表示することになるのである。それ故、注解の〔注17〕において「貸倒引当金又は減価償却累計額は、その債権又は有形固定資産が属する科目ごとに控除する形式で表示することを原則とする。」ことになるが、次の方法によることも妨げないとして下記の2つを上げている。(1)二以上の科目について、貸倒引当金又は減価償却累計額を一括して記載する方法。(2)債権又は有形固定資産について、貸倒引当金又は減価償却累計額を控除した残額のみを記載し、当該貸倒引当金又は減価償却累計額を注記する方法。(1)の方法は個別の債権ごとに取得価額から控除する形式で記載することは煩しいので、このような方法も認められたものであろう。しかし、厳密な意味で、総額主義に反するのではなかろうか。(2)の方法は明らかに明瞭性ならびに総額主義の原則に反することになる。本来、注記することはコメントであり説明である。けっして財務諸表の内容を構成するものではない。仮に、財務諸表が煩雑になるからといっても、この方法を採用することは明瞭性の原則の表示形式に反するものと考えざるを得ない。

役員・親会社・子会社に対する債権

四のDの後段において、「債権のうち、役員等企業の内部の者に対するものと、親会社又は子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別して表示し、又は注記の方法によりその内容を明瞭に示さなければならない。」と規定されている。同じ貸付金にしても、役員には役員貸付金とし、従業員には従業員貸付金とする。あるいは子会社に対する貸付金は子会社貸付金として勘定科目を区別して表示することになる。または貸借対照表の末尾に注記の形でコメントすることになる。これは明瞭性の原則の具体化されたもので、貸付金だけでは誰れにいくら貸付たのか分らない。役員にいくら貸付けたのか、従業員や子会社にいくら貸付けたのか分らないのでは、その会社の内容や性格

を正しく判断できないことになる。会社が役員に低利息で多額の資金を貸付け、役員はその資金をマネー・ビル等に運用し、多額な裏利益を算出しているとしても一般の企業の利害関係者には分らない。そこで、特別の科目を設けて区別して表示することが必要となるのである。

(2) 負債

負債の分類及び科目名称

貸借対照表原則四の(2)において「負債は、流動負債に属する負債と固定負債に属する負債とに区別しなければならない。仮受金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。」と規定されている。では負債 (Liability) とは何であろうか。負債は資本とともに貸借対照表の貸方に記載され、負債ならびに資本の具体的な運用形態である資産の形成内容を示すことになる。財源内容の一つは株式発行による自己資本であり、他は企業外部からの提供による他人資本である。そして、自己資本を資本金といい、他人資本を負債という。したがって負債は企業にとって外部の債権者に対する金銭の支払義務をいい、法律上および契約上の債務に該当する。負債は原則として、返済期限ならびに支払金額が確定されていなければならない。ただし、勘定科目や支払金額の不確定な債務や将来、支払義務の発生する可能性のある不確定債務も負債に含めることがある。それ以外に会計が期間計算を行わなければならないという計算構造上の問題から生ずる負債もある。それにはどのようなものがあるのだろうか。具体的には各種の引当金等であり、前受収益や未払費用である。引当金については商法第 287 条の 2 において「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」と規定されている。そして、この規定を受けて、株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則第 33 条では「商法第 287 条の 2 に規定する引当金は第 25

条の規定にかかわらず、負債の部に別に引当金の部を設けて記載することができる。」と規定されている。したがって、引当金の計上は企業会計原則だけでなく、商法とそれに関連する法規にも認められていることになる。その引当金は本質的には未確定要素の費用計上であるが、同時に、資産価値減少あるいは負債増加にもなるので、評価性引当金と負債性引当金とが包含されることになる。ここに引当金の性格の曖昧性が存在することになる。ただし、利益留保性の引当金は含まれないことは当然のことである。

負債は四の(2)に規定されているように、流動負債と固定負債に分けられる。流動負債と固定負債の区分の基準は原則として1年の基準が適用される（注解の注16）。貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払期限が到来するものは流動負債であり、支払期限が1年をこえるものは固定負債である。しかし、支払手形、買掛金などのような営業循環基準にもとづく営業上の債務は、たとえ1年以上にわたる場合でも流動負債として処理されることがある。また、負債性引当金については償与引当金のように1年以内に取り崩されることが予定されるものは流動負債とし、退職給与引当金のように1年以上の長期にわたるものは固定負債とする。

A 流動負債の内容

四の(2)のAにおいて「取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が一年以内に到来する債務は流動負債に属するものとする。支払手形、買掛金その他流動負債に属する債務は、取引先との通常の商取引上の債務とその他の債務とに区別して表示しなければならない。」と規定されている。前述のように、1年以内に返済期限が到来する債務は流動負債であり、1年をこえて返済期限が来る債務は固定負債である。そこで、取引先との通常の商取引とは何であろうか。企業が商品を仕入れ、約束手形を振出した場合や月末に支払う約束で掛で商品を購入した場合には通常の商取引上発生した支払手形であり、買掛金である。金融目的等で融通手形を引受けたときは手形借入金勘定として処理されることになる。また、買掛金の

場合も関係会社に対するものは、その他の流動負債として区別して表示されることになる。では、流動負債にはどのようなものがあるのだろうか。(a)支払手形、これは仕入先との通常の商取引によって発生した手形上の債務である。したがって、金融手形のような手形は含まれない。支払手形は約束手形の振出しと自己宛為替手形の引受けによって発生する。約束手形は手形の振出人が受取人に対して、約束の金額を約束の場所で支払うことを法的に義務づけられたものである。為替手形は手形の振出人が支払人に、受取人に対して約束の金額を約束の場所で支払うことを法的に義務づけられたものである。したがって、手形は債権の証券化とも云えるものである。(b)買掛金 これは仕入先との通常の商取引によって発生した営業上の未払金である。したがって、商品等を掛で購入した場合に発生する未払代金である。それ故に債権者（売掛金）と債務者（買掛金）との間に信頼関係が成立していなければならない。この関係は売買当事者間で永年の取引を通して築かれたものであり、そのメリットはお互いの取引規模を拡大することができることにある。(c)短期借入金 これは金融機関や関係会社などから1年以内の約束で資金の融資を受けた借入金である。短期借入金には割引手形、融通手形あるいは当座借越などが含まれることもある。割引手形は銀行側が企業などが商品の売買により生じた手形を支払期日の前に手形額面から利息を割引料として差引き、残額を企業に融資する。融通手形は商品売買等による商取引にもとづかないで、銀行が資金を融通する目的で、約束手形を企業から振出させ、これを割引いて資金を貸付ける。当座借越は、あらかじめ銀行と当座借越契約を結び、根抵当などを担保として差入れておくと、一定限度額に限って、当座預金の残高がなくても小切手の支払に応じてくれる。商取引をアジリテイに行なうことができるので便利である。(d)未払金 これは物品を購入したが代金が未払のように、通常の仕入活動などから生ずる債務ではなく、営業活動以外の取引から生ずる債務である。機械や備品を購入した場合の代金の未払額は未払金として処理する。(e)未払費用 これは地代・家賃・広告料など継

続的な役務の給付を受ける契約にもとづいて、決算日までに提供された役務に対する未払額である。(f)前受金 これは商品等の注文を受け、商品等を引渡しをする以前に代金を前受した場合である。例えば、建築会社が工事完成前にその対価の一部または全部を受取った場合等に発生する。このような場合は一般的に受取手付金ともいうが、手付金も前受金の一種である。(g)預り金 これは他人から金銭を受け入れ、後にそれを本人に代って第三者に支払う場合等に発生する。具体的には、従業員の給料から天引した所得税・健康保険料などを会社が預り、年度末に一括して支払う場合などに発生する。(h)前受収益 これは次年度あるいは次年度以降の収益に属するもので、本年度の収益ではない。子会社に資金の貸付を行なって利息を前受する場合などに発生する。したがって、すでに収入があり収益として計上しているが、期間損益計算の立場から本年度の収益として認められないものである。(i)仮受金 これは勘定科目や金額が未定である収入を一時的に処理する場合に発生する。勘定科目や金額が確定すれば、直ちに本来の勘定科目に振替えられることになる。

四の(2)の後段において「引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金、修繕引当金のように、通常一年以内に使用される見込のものは流動負債に属するものとする。」と規定されている。引当金を補足すると、一般的には、将来の特定の費用または損失が予定され、あらかじめそれらに備えて計上されることが認められたものと意義づけられる。そこで商法の規定では(第287条の2)において、引当金計上を認めているが、その考え方は、その営業年度の費用又は損失とすることが相当とする額に限り、引当金の計上を許容していることになる。したがって、無制限に引当金計上は認められないし、利益留保性の引当金計上も認められないことになる。また、企業会計原則注解の〔注18〕においても「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合に、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失とし

て引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」と定められている。したがって、引当金の本質は(イ)将来における特定目的のために支出された引当額であり、(ロ)その負担が当期にも帰属し、(ハ)発生の可能性が高く、(ニ)その金額は合理的に算定できるものということになる。厳密な意味で、この4つの条件を具備していないものは引当金として認められないことになる。なお、この4条件の中で(イ)の発生の可能性の程度の問題が生じてくるが、〔注18〕の後段で「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。」と規定されている。引当金は本来的に将来の確定事象に対して計上されるものであるが、しかし、始めは確定要素のものが、後に不確定要素に変化することもあり、その正確な判断は困難である。だから発生の可能性の低い偶発事象に、引当金の計上は理論のセオリーの見地からもさけた方がよい。したがって、〔注18〕の中で製品保証引当金や売上割戻引当金など11を列挙しているので、これらが企業会計原則の認める引当金ということになろう。勿論、ここに列挙されていないものでも、前記の4条件を確実に充足していれば引当金の計上は認められることになる。そして、賞与引当金や工事補償引当金あるいは修繕引当金のように、通常1年以内に使用されると予測されるものは流動負債として記載されることになる。

B 固定負債の内容

貸借対照表原則四の(2)のBにおいて「社債、長期借入金等の長期債務は、固定負債に属するものとする。引当金のうち、退職給与引当金、特別修繕引当金のように、通常一年をこえて使用される見込のものは、固定負債に属するものとする。」と規定されている。固定負債はワン・イエア・ルールによって、支払期限が1年をこえる長期の負債であって、長期の資金調達を目的とする社債や長期借入金が主な内容となる。社債は株式会社が一般の投資者から長期資金を調達する目的で、社債券という有価証券を発行し、長期資金を得ることによって生じた債務である。社債は一般投資者から資金の調達を受

けるものであるから、一定の契約利子の支払いと、満期日内における元本の償還が約束されている。社債は無制限に発行できるものではなく、商法第297条によると「社債ハ最終の貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ超エテ之ヲ募集スルコトヲ得ズ」と制限されている。純資産額とは会社の資産総額から負債総額を差し引いた差額であり、それを超えて社債を発行することはできないことになる。なお資本の総額とは授權資本制度のもとにおいては発行済の株式の総額であり、準備金とは法定準備金すなわち資本準備金と利益準備金である。

社債の発行は株式の発行と異なり「取締役会ノ決議」で募集することができる(商法第296条)。社債の発行には発行手続を発行会社自身で行なう直接発行と証券会社等に委託する間接発行とがある。一般的には間接発行の場合が多い。社債の発行方法には額面発行と割引発行とがあるが、実際に行なわれているのは割引発行である。では何故に割引発行になるのであろうか。一般的には金融市場の動向や発行会社の信用程度、担保の強弱などが係わり合って発行価額が決定される。しかし、多くの場合、社債利息は金融市場の金利に比べて低い場合が多い。そこで、割引発行されることになり、額面と発行価額との差額は社債発行差金として処理されることになる。この社債発行差金は利息の前払的性格を有することになるので繰延資産として処理し、社債の償還期限内に均等額以上の償却をすることになる(商法第286条の5)。なお、社債発行のための支出である社債発行費は社債発行後3年以内に、もし、3年以内に社債の償還の期限が到来するときは、その期限内に償却することになる(商法第286条の5)。したがって、社債の償還期限が2年であれば、2年で均等償却することになる。ただし、社債の償還期限が1年であれば、流動負債となるので、繰延資産として処理する必然性はないことになる。社債発行のメリットは特定の貸借当事者に固定することなく、多くの社債権者から長期の資金を調達することができることである。そして、その基本的な特質は社債という同一条件による均等額に分割発行することができる

ことである。

C 役員・親会社・子会社に対する債務

四の(2)のCにおいて「債務のうち、役員等企業の内部の者に対するものと親会社又は子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別して表示し、又は注記の方法によりその内容を明瞭に示さなければならない。」と規定されている。この規定は明瞭性の原則の具体的な事例の一つで、表示内容の明瞭性ともいうべきものであろう。一般の利害関係者が企業の財政状態を判断する場合に、役員や従業員からの債務であるのか、あるいは、それ以外からの債務であるのか、区別して判断することはできない。例えば、従業員の未払給料による債務であるのか、従業員から預かった債務であるのかによって、財政状態を判断する場合にその意味合がまったく異なってくる。また、親会社からの債務か、子会社からの債務か、明確に区分表示または注記されることが望ましいことになる。何故ならば、区分表示や注記によって、その企業の支配関係や従属関係または結合関係が明らかになるからである。したがって、財務諸表規則第 55 条等において同様の規定が設けられているのは結合関係を明らかにするためである。この区分や注記が正確になされないと、一般の利害関係者は企業の実態を正確に判断することができないことになる。

なお、貸借対照表原則には直接に規定されていないが、企業会計原則注解の〔注 18〕の後段において、発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失は引当金を計上することはできないと規定されている。引当金については前述したので省略するが、ここでは偶発債務と引当金の関係について考えてみたい。では、偶発事象あるいは偶発債務はどのような会計手続が採られるのであろうか。偶発債務とは現在ではまだ現実の債務ではないが、将来特定の偶発事故が発生した場合に、現実の債務となる可能性があるものである。具体的には保証債務や手形の割引等の場合に発生する。例えば、親会社が子会社の借入金に対する債務保証をした場合に、子会社が約束の日に約束の金額を返済すれば、偶発債務は発生しない。もし、子会社が返済できなかった

場合に、親会社が代って返済しなければならなくなり、現実の債務となる。したがって、偶発債務は債務になる危険性があり、この点が確定債務と異なることになる。そのため、財務諸表に注記することになるのである。そして、株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則第32条において「保証債務、手形逆求義務、重要な系争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務は注記しなければならない。ただし、負債の部に計上するものは、この限りではない。」と規定されている。すなわち、偶発債務は貸借対照表に注記するか、貸借対照表の負債の部にその見積額を計上するか、どちらかの会計処理を採ることになる。ここで注記事項について考えてみよう。ある商品を修繕保証付で販売した場合、実際に修繕が必要になった時はその支出を修繕費として処理する。したがって、このような事故に備えて、修繕保証引当金を設けることは許容されることになる。だが、発生の可能性が低い場合には、引当金として計上せずに、注記事項として処理されることになる。発生の可能性の大小によって、引当金として計上されることになるのか、注記事項として処理されるのかに分れるが、その判断は難しい。何故なら、発生の可能性の程度をどのような基準で区別するのか、その判断基準がないからである。そこで、企業の判断に全てをゆだねた場合、どのような結果になるのであろうか。多くの企業はコンサーバー・イズムの見地から注記することは採らずに、引当金の計上を採ることになる。そこには、どうしても企業の主観的・恣意的意識が介入してくることになる。しかし、会計原則は本来的に、企業の主観的・恣意的意識をできるだけ客観的な公正な判断にするために生成し、発展し、存在しているのである。企業の判断に全面的にゆだねられたならば、会計原則の存在意義は失われることになる。そして、そのために、会計原則は造詣深い理論的規範と、整合された実践的な指標を有しなければならないものであろう。このコンセプトを喪失したならば会計原則の存在意義あるいは存在自体も意味を持たないことになる。会計原則は公正で思慮深いものでなければならず、また、会計理論の理

論的・理念的規範であり、実践的指標でもあらねばならないからである。社債発行に限定しても、商法においては、十分に整理された規定が存在するのに対し、会計原則においては、殆んどわずかしか記述されていない。勿論、商法が強制法規という法的拘束力を有するのに対し、会計原則は何んらの拘束力を持たないことも事実であろう。そのために商法等に比して、社会的制度として普遍的な合意とか同意の基盤が脆弱なように思えてならない。しかし、このことは、よく整理された規定とか、記述とかに無関係ではないのであろう。このような事では、いつ迄たっても、商法の計算規定の補完的、従属的機能としか、社会的には認識されないことになろう。この補完的役割を主体的役割に変化させるためには、会計原則自体が豊かな構想力にもとづく精緻な理論規範ならびに社会的な認識に立脚した倫理規範と、よく吟味された体系的な基準を確立しなければならない。そして、商法、税法等の計算構造規範であり、同時に、実践的な規範でもあらなければならないのである。何故なら、少なくとも、簿記・会計が日本に導入されたのは商法・税法等よりもその歴史は古く、その社会的制度としての基盤も商法・税法等よりも、普遍性や実践性が高いと信じるからである。

(未 完)